

もうり栄子議員の9月県議会での質問と答弁の要旨を紹介しします。一般質問、答弁の全文はホームページの[議会の様子](#)からご覧いただけます。



＊ ＊コロナウイルス感染症対策について＊ ＊

もうり 第2波は無症状の感染者が少なからずいる。感染拡大防止と社会経済活動を両立させるためには、PCR検査の積極的拡大が必要。第3波が懸念される。症状がある場合はすぐに検査を受けられること、クラスターが発生した場合は関係施設だけでなく、地域を面的網羅的に検査し、感染拡大の防止と封じ込めをすべきでは。

知事 今後とも感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関や高齢者施設等に勤務される方、入院、入所者を対象として検査することを含め積極的に検査を行うことを検討する。県として、まずはインフルエンザとコロナウイルス感染症の同時流行に備えた検査能力、検査体制の向上、強化に全力を傾注していく。

もうり 解雇や雇止めが広がり、求人倍率が1倍を切り、緊急小口資金や総合支援資金などの特例貸付利用が爆発的に広がっている。今議会に積み増しの補正が提案されているが、期限が迫る利用者の生活が心配。県として、生活困窮者に対する支援策は。

健康福祉部長 国の償還免除措置に加え、県独自の償還金一部補助を躊躇せず申請できるよう、周知を図っていく。生活困窮者には就労先の確保が不可欠で、「まいさぼ」を中心に関係機関と連携しながら、きめ細やかな支援に取り組んでいく。

もうり 生活の立ち行かない世帯には最後の砦、権利としての生活保護についてもしっかり広報し、水際作戦で追い返すことなく、柔軟に対応してほしい。

＊ ＊特養あずみの里事件について＊ ＊

もうり あずみの里業務上過失致死事件の控訴審判決で完全無罪が確定した。介護の質や高齢者の人権、より良い介護行政を担っている健康福祉部長の受け止めは。

健康福祉部長 介護職員者の大きな注目を集めた裁判と認識している。今後とも安全管理を徹底し、質の高いサービスを提供していけるよう、県として助言や指導をしていく。

もうり H27年の健康福祉部長から施設長あての「警察活動への協力について」という通知は、警察権限発動の要件があいまいな中で、県が協力要請を出すことで任意性を超えて事実上強制の役割を果たすことになり、適切ではないので取り消していただきたい。

健康福祉部長 施設長に協力を求めるもので対応を強制するものではなく通知は適切だ。

もうり 安易な警察の介入が冤罪を生みかねない事件だった。通知を取り消さないのであれば以前と同じ医師法21条に基づく対応でいいということか確認したい。

健康福祉部長 この件について法律にのっとって適切に処理されるものであると理解している。

＊質問を終えて

あずみの里裁判の判決は、介護の未来のかかった裁判でしたが、担当部長が見解を避けたことは残念。警察への対応通知の撤回もなく遺憾。

